

地域包括支援センターの体制強化について（案）

1 背景

(1) 法改正

平成 29 年 6 月に「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等を改正する法律」が公布され、今年 4 月に施行された。同法は「地域包括ケアシステム」をより深化・推進していくために介護保険法等を改正するものであり、保険者機能の強化等の取り組みの推進が改正のポイントのひとつとなっている。

(2) 地域包括支援センターにかかる全国統一の評価指標

改正法では、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた。国は、市町村において、個々の地域包括支援センターの業務の実施状況を把握し、これを踏まえた地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めるため、全国で統一して用いる評価指標を策定した。地域包括支援センターの人員体制については、「センターの三職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（全圏域内の高齢者数/全センター人員）の状況が 1,500 人以下」との指標が示された。

(3) 本市の状況

本市は、全国平均と比べ、要介護・要支援認定率が高いことから、地域包括支援センター職員一人あたりの要介護・要支援認定者数も政令市で 2 番目に多くなっている。また、相談件数も、配置基準を定めた平成 22 年度と比較して 2.8 倍に増加しているなど、地域包括支援センターの業務量が増加を続けているにもかかわらず、全国統一評価指標を下回る状況である。

2 本市の考え方

本市の状況に鑑みると、地域包括支援センターにおける高齢者相談・支援体制は、他都市より充実をさせる必要があると考えられるが、当面のところは、全国統一評価指標を目標に体制の強化を図る。

3 体制整備

(1) 配置職員数（平成 31 年度）

現 基 準	基準配置職員 313 人〔圏域内の第一号被保険者数に基づき配置〕
	ブランチ職員 69 人
	地域ケア推進担当 33 人〔全地域包括支援センターに 0.5 人配置〕
	自立支援型ケアマネジメント推進担当 33 人〔全地域包括支援センターに 0.5 人配置〕
	計 448 人
	新たな指標 に基づく体制強化を検討

(2) 職員の配置方針

体制強化による配置増については、全包括に一律に配置できる人員規模にはならない見込みであることから、客観的な指標を用い、配置増が必要と地域包括支援センター運営協議会において判断される地域包括支援センターに重点的に配置する。

〔参考：平成 31 年度第一号被保険者数 693,968 人 ÷ 1,500 人 ≒ 463 人〕